

令和4年第2回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和4年7月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

令和4年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	3
	(1) 開会及び開議の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	3
	(5) 会期の決定	3
	(6) 承認第2号及び第3号、認定第1号及び第2号、議案第6号及び第7号、 報告第1号の提出	3
	(7) 提案理由の説明	4
	(8) 承認第2号の説明、採決	5
	(9) 承認第3号の説明、採決	6
	(10) 認定第1号及び第2号の説明、採決	7
	(11) 議案第6号及び第7号の説明、採決	11
	(12) 報告第1号の説明	12
	(13) 閉議及び閉会の宣告	13

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第17号

令和4年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月13日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

1 日 時 令和4年7月15日（金）午後2時

2 場 所 福島県福島市上町4番25号

キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）3階 「あぶくま」

2 招集年月日

令和4年7月15日（金曜日）

3 招集の場所

キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

令和4年7月15日（金曜日） 午後2時05分開会、午後2時45分閉会

5 応招議員

3番 遠藤 忠一 君	5番 三澤 豊隆 君	6番 佐川 正一郎 君
7番 澤村 和明 君	8番 伊澤 史朗 君	9番 清川 雅史 君
10番 筒井 孝充 君	11番 中川 庄一 君	12番 三瓶 裕司 君
13番 片平 秀雄 君	15番 割貝 寿一 君	16番 渡邊 一夫 君

6 不応招議員

1番 品川 万里 君	2番 内田 広之 君	4番 須田 博行 君
14番 鈴木 久一 君		

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木幡 浩 君	副広域連合長	高橋 宣博 君
会計計管理者	佐藤 雅宏 君	代表監査委員	天野 次宣 君
事務局長	斎藤 洋次 君	事務局次長	相馬 胤茂 君
総務課長	菊田 祐子 君	業務課長	佐藤 朱美 君

10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 承認第 2 号及び第 3 号、認定第 1 号及び第 2 号、議案第 6 号及び第 7 号、報告第 1 号の提出
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免))
- 日程第 8 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第 2 号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 認定第 1 号 令和 3 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 2 号 令和 3 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 6 号 令和 4 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 7 号 令和 4 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 報告第 1 号 放棄した債権の報告について

11 本日の会議に付した事件

「10 議事日程」に記載のとおり。

1 2 会議の経過

(午後2時05分)

(1) 開会及び開議の宣告

議長(筒井 孝充君) ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和4年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

品川 萬里君、内田 広之君、須田 博行君、鈴木 久一君より欠席の届がありました。また、伊澤 史朗君より途中退席の旨届がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(2) 諸般の報告

議長(筒井 孝充君) 日程第1「諸般の報告」を行います。

2月定例会以後に議員の異動がありましたので、報告いたします。

令和4年2月11日付けで、遠藤 忠一君、須田 博行君が任期満了となりました。これにより、令和4年1月25日告示の補欠選挙が執行され、遠藤 忠一君、須田 博行君が再選されました。

(3) 議席の指定

議長(筒井 孝充君) 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回補欠選挙において当選された遠藤 忠一君の議席を3番、須田 博行君の議席を4番に指定します。

(4) 会議録署名議員の指名

議長(筒井 孝充君) 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に、6番 佐川 正一郎君、9番 清川 雅史君を指名いたします。

(5) 会期の決定

議長(筒井 孝充君) 次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(筒井 孝充君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(6) 承認第2号及び第3号、認定第1号及び第2号、議案第6号及び第7号、報告第1号の提出

議長(筒井 孝充君) 次に、日程第5「承認第2号及び第3号、認定第1号及び第2号、議案第6号及び第7号、報告第1号」の提出を行います。

ただいま広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、さきにお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(7) 提案理由の説明

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第6「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（木幡 浩君） 本日、ここに、令和4年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の開始からこれまで、構成市町村のご協力の下、75歳以上の医療保険として適正な運営がなされているものと考えております。

本広域連合の被保険者数は、令和2年度と3年度については、終戦前後の人口減少が影響し30万人を割り込んだものの、令和4年より団塊の世代が順次75歳に到達することから再び増加に転じ、令和7年度中には被保険者数が33万人を超える見込みであります。

こうした中、現役世代の負担を見直しつつ、負担能力に応じて皆が支え合うことを基本とした、持続可能な「全世代対応型社会保障制度」の構築が進められております。その1つが後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しであり、本年10月に2割負担の導入が施行されます。

本広域連合といたしましては、この見直しに伴う被保険者証の再交付や広報・周知などに、万全を期して臨んでいるところであります。

また、東日本大震災による原子力発電所事故に伴う避難指示区域等の被保険者に対し、これまで保険料や一部負担金の全額が免除とされておりましたが、令和5年度から段階的に減免を終了するとの方針が、本年4月に国から示されました。

本広域連合といたしましては、被保険者をはじめ県民の皆様に対し、国が丁寧な説明をするよう働きかけるとともに、再開される徴収業務等について、構成市町村と連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、医療費適正化の取組について申し上げます。

医療機関からの請求内容の点検や、被保険者に対する医療費のお知らせによる啓発、交通事故等での第三者行為の求償、ジェネリック医薬品の使用促進など、多方面からの取組により、引き続き医療費の適正化に努めてまいります。

次に、健康の保持増進の取組について申し上げます。

3年目を迎えた「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」について、今年度は県内の7割を超える44市町村が実施する見込みとなりました。

健康長寿を目指す上で重要な事業であり、令和6年度までに全ての市町村での実施を目指して、これまでの課題等を整理しながら、市町村への支援を強化してまいります。

以上、後期高齢者医療制度について申し上げましたが、今後も健全な財政運営と医療保険制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたしました案件について申し上げます。

提出いたしました案件は、専決処分の承認が2件、令和3年度決算に係る議案が2件、令

和4年度補正予算に係る議案が2件、放棄した債権の報告が1件、合わせて7件であります。

「承認第2号」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する令和4年度分保険料の減免に関し、「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」について所要の改正を行うため、「承認第3号」は、東日本大震災による被災者の保険料減免について、令和4年度分保険料減免の財政支援の基準が示されたことから、「東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例」について所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

「認定第1号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び「認定第2号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査に付した決算と決算附属書類を添え、監査委員の意見をつけて認定に付するものであります。

「議案第6号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,975万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億925万7千円とするものであります。

「議案第7号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88億2,824万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,553億4,596万5千円とするものであります。

「報告第1号 放棄した債権の報告」につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上が提出議案の概要となります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(8) 承認第2号の説明、採決

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第7「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 「承認第2号 専決処分の承認を求めること」について、A4横型の議案説明資料によりご説明いたします。

1ページをお開きください。「専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免）」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和4年度等の保険料の減免をするため、所要の改正を行ったものです。

主な内容は、議会運営協議会で説明いたしましたとおり、保険料の減免について期間等を定めたものです。急を要したことから、地方自治法の規定に基づき令和4年3月23日付けで専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものです。条例の施行日は、令和4年4月1日です。2ページが新旧対照表です。

承認第2号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（筒井 孝充君） それでは、承認第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第2号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

(9) 承認第3号の説明、採決

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第8「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 「承認第3号 専決処分の承認を求めること」についてご説明いたします。

議案説明資料の3ページをお開きください。「専決第2号 東日本大震災による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、東日本大震災による被災者に対する保険料の減免について、国から「令和4年度分の保険料減免に係る補助金等の交付対象基準」が示されたことから、所要の改正を行ったものです。

主な内容は、議会運営協議会で説明いたしましたとおり、令和4年度保険料減免の適用期間を令和5年3月31日まで1年間延長することと、令和4年度上位所得層の保険料減免の取扱いを定めたものです。急を要したことから、地方自治法の規定に基づき令和4年7月1日付けで専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものです。条例の施行日は、公布の日である令和4年7月1日です。4ページから6ページまでが新旧対照表です。

承認第3号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（筒井 孝充君） それでは、承認第3号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ないようですので、これより、討論に入ります。
討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ないようですので、これより採決を行います。
お諮りいたします。

承認第3号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

(10) 認定第1号及び第2号の説明、採決

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第9「認定第1号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第10「認定第2号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 「認定第1号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定」について、決算認定資料【別冊1】令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算書によりご説明いたします。

4ページをお開きください。

歳入について、表の一番下の歳入合計の欄をご覧ください。予算現額7億9,800万7千円に対して、調定額、収入済額は7億9,792万3,998円で、予算現額に対して8万3,002円の減となったものです。

次に、5ページをご覧ください。

歳出について、表の一番下の歳出合計の欄をご覧ください。予算現額7億9,800万7千円に対して支出済額は7億4,493万8,972円で、不用額が5,306万8,028円となったものです。歳入歳出差引残額5,298万5,026円は、翌年度へ繰り越すものです。

次に、6ページ、7ページの一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。歳入について、各款の収入済額でご説明いたします。

7ページの収入済額と備考欄をご覧ください。

1款「分担金及び負担金」7億4,300万円余は構成市町村の負担金で、派遣職員人件費や電算処理委託費など制度運営に要する共通経費です。

2款「財産収入」82万円余は、借上公舎入居料等です。

3款「繰入金」はありませんでした。

4款「繰越金」5,300万円余は、前年度からの繰越金です。

5款「諸収入」4万円余は、歳計現金の預金利子等です。

次に、8ページ、9ページをお開きください。歳出について、各款の支出済額でご説明いたします。

9ページの支出済額と備考欄をご覧ください。

1款「議会費」55万円余は、議会運営に要した費用です。

2款「総務費」7,800万円余は、事務局長、次長、総務課職員合わせて6名分の派遣職員人件費負担金及び事務局管理運営費等です。

続いて10ページ、11ページをお開きください。

表の中ほどの3款「民生費」6億6,600万円余は、業務課職員17名分の派遣職員人件費負担金及び電算処理システム経費など事務費等の特別会計への繰出金です。

4款「予備費」の支出はありませんでした。

次に、12ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。一般会計の実質収支額は、5,298万5千円です。

認定第1号についての説明は以上です。

続きまして、「認定第2号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」についてご説明いたします。

14ページをお開きください。

歳入について、表の一番下の歳入合計の欄をご覧ください。予算現額2,500億4,895万円に対して調定額が2,542億4,713万7,129円、収入済額が2,542億3,679万4,441円です。収入未済額は1,034万6,688円ではありますが、これは保険給付費の不正・不当請求に係る返納金や被保険者の負担割合の変更に伴う一部負担金差額に係る返還金などです。

次に、15ページの歳出について、表の一番下の歳出合計の欄をご覧ください。予算現額2,500億4,895万円に対して支出済額は2,379億5,946万4,229円、不用額が120億8,948万5,771円となったものです。歳入歳出差引残額162億7,732万6,212円は、翌年度へ繰り越すものです。

次に、16ページ、17ページの特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。歳入について、各款の収入済額でご説明いたします。

17ページの収入済額と備考欄をご覧ください。

1款「市町村支出金」は、397億3,100万円余です。主な内訳は、市町村から納付された被保険者の保険料低所得者等の保険料軽減分の保険基盤安定負担金療養給付費に係る市町村負担金、市町村の健康診査事業負担金などです。

2款「国庫支出金」は、830億7,800万円余です。主な内訳は、療養給付費や高額医療費に係る国庫負担金、広域連合の財政不均衡を是正するための普通調整交付金、災害など特別な事情により算定される特別調整交付金、東日本大震災による原発事故で被災した被保険者の保険料の減免等に対する災害臨時特例補助金などです。

3款「県支出金」は、191億6,400万円余です。主な内訳は、療養給付費や高額医療費に係る県負担金です。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

4款「支払基金交付金」914億9千万円余は、現役世代からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金から交付された後期高齢者交付金です。

5款「特別高額医療費共同事業交付金」6,800万円余は、特別高額医療費共同事業からの交付金で、1件が400万円を超える高額な医療費が発生した際に、その費用を全国の広域連合からの拠出金を財源に国保中央会から交付されたものです。

6款「繰入金」5億3,300万円余は、一般会計からの事務費等繰入金です。

7款「繰越金」198億800万円余は、国からの療養給付費負担金など各種負担金について、令和3年度分を精算するための償還分を含む繰越金です。

8款「県財政安定化基金借入金」の借入れはありませんでした。

9款「諸収入」3億5,900万円余は、歳計現金の預金利子、交通事故等の損害賠償金である第三者納付金、診療報酬返還金等の返納金などです。

次に、20ページ、21ページをお開きください。歳出について、各款の支出済額でご説明いたします。

21ページの支出済額と備考欄をご覧ください。

1款「総務費」6億9千万円余は、制度運営のための経費です。主なものとしては、電算処理システム等の運用管理などに係る電算処理費、被保険者証の定期更新などに係る資格管理費、療養の給付などに係る給付管理費、医療費通知などに係る医療費適正化等推進事業、被保険者の健康づくりに係る特別対策事業などです。

次に、22ページ、23ページをお開きください。

2款「保険給付費」2,252億7,100万円余は、被保険者が診察等を受けた医療機関に支払う療養の給付費等で、歳出全体の約95パーセントを占めています。給付費の内訳は、備考に記載のとおりです。

次に、24ページ、25ページをお開きください。

3款「特別高額医療費共同事業拠出金」8,600万円余は、歳入で説明いたしました高額な医療費に備えるための全国の広域連合による共同事業への拠出金です。

4款「保健事業費」9億2,100万円余は、市町村に委託して実施している健康診査事業や高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施などの健康増進事業です。

5款「公債費」の支出は、ありませんでした。

26ページ、27ページをお開きください。

6款「諸支出金」109億8,900万円余は、資格喪失などによる保険料の還付金や、療養給付費等の額確定に伴い国などから定率で概算払されていた療養給付費負担金などの精算による償還金等です。

7款「予備費」の支出はありませんでした。

次に、28ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。特別会計の実質収支額は、162億7,732万6千円です。

次に、29ページの財産に関する調書をご覧ください。公有財産、物品、債権、基金はありません。

続きまして30ページ以降は、令和3年度の主な施策の成果等報告書となっております。広域連合では、保険者として保健事業や医療費の適正化事業を実施しておりますので、主な

事業についてご説明いたします。

41ページをお開きください。

オ 医療費適正化等推進事業ですが、主な実施内容の（イ）ジェネリック医薬品については、ジェネリック医薬品へ切り替えることで自己負担額が100円以上下がると見込まれる被保険者へ、その差額を知らせる通知を送付するとともに、お薬手帳などに貼るジェネリック医薬品希望シールを被保険者証の定期更新時に送付しました。令和4年3月分のジェネリック医薬品の利用率は、前年比3.3ポイント増の81.6パーセントとなりました。

次に、（ウ）レセプト二次点検は、レセプトの請求内容に誤りがないか、一次点検を福島県国保連合会で行っていますが、さらに請求内容を詳細にチェックするため、二次点検を委託して実施したものです。二次点検による再審査の申出により過誤請求であると認められた金額は、令和3年12月末時点で3,859万円余となりました。

45ページをお開きください。

4款 保健事業費ですが、保健事業としまして、被保険者の健康の保持増進及び生活習慣病の早期発見のため、健康診査事業と健康増進事業を実施しました。アの健康診査事業は、市町村等に事業を委託して実施しました。

46ページをお開きください。

イの健康増進事業は、重症化予防指導に加え、重複頻回受診者や低栄養・過体重の傾向にある被保険者への訪問指導や適正服薬相談事業等を実施しました。

認定第2号についての説明は以上です。

なお、本決算につきましては、監査委員による決算審査が行われ、決算認定資料【別冊2】のとおり審査意見書が提出されておりますので、地方自治法の規定により、併せてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（筒井 孝充君） 次に、監査委員から決算審査の意見を求めます。

監査委員、天野 次宣君。

監査委員（天野 次宣君） 私から、令和3年度の決算の審査結果についてご報告申し上げます。お手元の決算認定資料【別冊2】審査意見書1ページをご参照いただきたいと思います。

去る令和4年6月27日、令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして審査をいたしました。その結果、審査に付されました一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。また、決算の計数に関しましても、関係帳簿及び証拠書類と照合しましたところ、正確であると認められました。

最後に、決算の概要につきましては、審査意見書にもまとめておりますとおり、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であると判断いたしております。

以上、決算審査の意見としてご報告申し上げます。

議長（筒井 孝充君） ただいまの監査委員の意見をふまえ、認定第1号及び認定第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号及び認定第2号は、これを原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

よって、認定案第1号及び認定第2号は、原案のとおり認定されました。

(11) 議案第6号及び議案第7号の説明、採決

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第11「議案第6号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第12「議案第7号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、関連がありますので一括議題にしたいと思います。

一括議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 「議案第6号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、議案書によりご説明いたします。

議案書の8ページをお開きください。

補正の内容ですが、令和3年度決算の認定により繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,975万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億925万7千円とするものです。

議案書の10ページから12ページまでが、一般会計補正予算の事項別明細書です。

11ページをご覧ください。

まず、上段の表、歳入であります。4款1項1目「繰越金」に1,975万9千円を追加するものです。これは、令和4年度への繰越金5,298万5千円が確定したことから、令和4年度当初予算で計上していた繰越金3,322万6千円との差額1,975万9千円を追加するものです。次に歳出ですが、4款1項1目「予備費」に繰越金で追加したのと同額1,975万9千円を追加するものです。

議案第6号の説明は以上です。

続きまして、「議案第7号 令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

14ページをお開きください。

補正の内容ですが、令和3年度決算の認定により繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ88億2,824万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出共に2,553億4,596万5千円とするものです。

議案書の16ページから18ページまでが、特別会計補正予算の事項別明細書です。

17ページをご覧ください。

まず上段の表、歳入ですが、2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」1目「調整交付金」に6,522万6千円を追加するものです。これは、本年10月から施行される窓口負担2割導入に伴う追加経費に係る交付金です。

7款1項1目「繰越金」は、87億6,301万7千円を追加するものです。これは、令和4年度への繰越金162億7,732万6千円が確定したことから、令和4年度当初予算で計上していた繰越金75億1,430万9千円との差額87億6,301万7千円を追加するものです。

次に歳出ですが、1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」6,115万8千円は、窓口負担2割導入に伴う追加経費等です。6款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」66億5,070万2千円の追加は、令和3年度に概算払で受けていた、国等からの療養給付費負担金等の精算に係る償還金等です。7款1項1目「予備費」21億1,638万3千円は、保険料及び共通経費予備費に追加するものです。

議案第7号の説明は以上です。

議案第6号と併せて、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（筒井 孝充君） それでは、「議案第6号」及び「議案第7号」の質疑を行います。質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ないようですので、これより、討論に入ります。

討論をされる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号、及び議案第7号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び議案第7号は、原案のとおり可決されました。

(12) 報告第1号の説明

議長（筒井 孝充君） 次に、日程第13「報告第1号 放棄した債権の報告について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（斎藤 洋次君） 「報告第1号 放棄した債権の報告」について、ご説明いたします。議案書の19ページをお開きください。

福島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項第3号の時効期間満了に該当したものの1件、第7号の相続放棄に該当したものの1件、合計2件32万8,876円の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものです。

報告第1号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（筒井 孝充君） それでは、報告第1号の質疑を行います。
質疑をなさる方ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（筒井 孝充君） ないようですので、報告第1号を終わります。

(13) 閉議及び閉会の宣告

議長（筒井 孝充君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、令和4年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後2時45分）